

協定改定の概要

今回の協定の改定内容については、平成24年9月14日に事業者から福井県原子力発電所準立地市町連絡協議会(以下、準立地協)に回答した見直し案に、その後の各市町での意見を踏まえた修正(平成24年12月7日に準立地協と事業者で確認)を加えたものとなっている。

1. 平成24年9月14日 事業者から準立地協へ回答した見直し案の概要

(1) 隣接協定 ※自治体(甲)、原子力事業者(乙)とそれぞれ表記する。

見直しの主な項目	項目説明
①基本原則 (第1条)	・「立地協定書」の規定の範囲内で定め、「立地協定書」第1条の趣旨、すなわち福井県及び立地市町と協議の上、一体となって運用する。 ・これまで「立地協定書」の運用による旨、記載していた「損害の補償」について、隣接及び隣々接協定において新規項目として記載するため、1条から削除する。
②計画の報告 (第3条)	・乙は、原子力発電所に関する新型燃料の採用計画や原子炉施設等の重要な変更について、報告を行う。 ・甲は、この報告に対し、安全対策に関する意見があるときは、乙に対して意見を述べることができる。
③現地確認 (第7条)	・甲は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙に対し報告を求め、又は甲の職員を乙の発電所に現地確認することができる。 ・乙は、甲の行う現地確認に協力するものとする。 ・甲は、現地確認において意見を述べることができる。
④損害の補償 (第8条)	・平成23年3月11日の東日本大震災に伴う東電・福島第一発電所事故を踏まえ、これまで第1条で「立地協定書の運用による」としていた「損害の補償」を明確に規定するもの。 ・発電所の運転等に起因して、甲の住民に損害を与えた場合は、乙は誠意を持って補償にあたる。
⑤原子力防災対策 (第9条)	・平成23年3月11日の東日本大震災に伴う東電・福島第一発電所事故を踏まえ、「原子力防災対策」を規定するもの。 ・乙は、原子力防災対策の充実強化、的確かつ迅速な連絡体制の整備や教育訓練の実施、および甲の行う地域防災対策へ積極的な協力を行う。

(2) 隣々接協定

見直しの主な項目	項目説明
①基本原則 (第1条)	(隣接協定と同じ)
②安全確保等 (第2条)	・建設および保守運営にあたっては、安全確保のため、万全の措置を講じる。
③平常時における連絡 (第3条)	・建設工事、保守運営、環境放射能測定調査、冷却排水の状況について定期的に連絡する。
④損害の補償 (第5条)	(隣接協定と同じ)
⑤原子力防災対策 (第6条)	(隣接協定と同じ)

2. 平成24年12月7日 準立地協と事業者で確認した修正案の概要

(1)隣接協定

見直しの主な項目	項目説明
①各条文	・文末を「～するものとする」→「～しなければならない」に修正
②平常時における連絡 (第5条)	・「その都度、遅滞なく」連絡することを追記
③異常時における連絡 (第6条)	・(7)項の「甲の区域において」を削除
③現地確認 (第7条)	・「～できるものとする」→「～できる」に修正
④公衆への広報 (第10条)	・第2項として「乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない」を追記

(2)隣々接協定

見直しの主な項目	項目説明
①各条文	・文末を「～するものとする」→「～しなければならない」に修正
②平常時における連絡 (第3条)	・「その都度、遅滞なく」連絡することを追記
③異常時における連絡 (第4条)	・(7)項の「甲の区域において」を削除
④公衆への広報 (第7条)	・第2項として「乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない」を追記

3. 協定締結者

(1)隣接協定

甲	発電所	乙	立会人
若狭町	美浜発電所	関西電力	福井県、美浜町
小浜市	大飯発電所	関西電力	福井県、おおい町
南越前町	敦賀発電所、もんじゅ、ふげん	日本原電、原子力機構	福井県、敦賀市

(2)隣々接協定

甲	発電所	乙	立会人
若狭町	敦賀発電所、もんじゅ、ふげん、大飯発電所	日本原電、原子力機構、関西電力	福井県
小浜市	美浜発電所、高浜発電所	関西電力	福井県
南越前町	美浜発電所	関西電力	福井県
越前町	敦賀発電所、もんじゅ、ふげん	日本原電、原子力機構	福井県

以 上